（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正）

第十条　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「第二十九条の二第一項第一号」の下に「（同法第二十九条の九において準用する場合を含む。第十五条第一項及び第十七条第七項において同じ。）」を加える。

第十三条第一項第九号中「第二十九条の二第一項」の下に「（同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）」を加える。

（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法及び国家戦略特別区域法の一部改正）

第十一条　次に掲げる法律の規定中「第九条第六項第三号」を「第九条第七項第三号」に改める。

一　特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第十六条第二項第三号

二　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十六条の二の二第一項

総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

政令

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律の施行期日を定める政令を次に公布する。

御名　御璽

令和五年四月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百七十六号

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和三年法律第八十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律の施行期日は、令和五年六月一日とする。

財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　岸田　文雄

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行令をここに公布する。

御名　御璽

令和五年四月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百七十七号

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行令

内閣は、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和三年法律第八十号）第四十二条第三項、第四十八条第九項、第五十四条第一項及び第五十五条第二項、同法第三十七条において読み替えて準用する保険業法（平成七年法律第百五号）第百三十五条第二項及び第百三十七条第三項（これらの規定を中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律第三十六条第三項の規定により適用する場合を含む。）並びに同法第四十七条第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法第百六十五条の二十四第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（移転の対象から除かれる共済契約）

第一条　中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（以下「法」という。）第三十七条において読み替えて準用する保険業法第百三十五条第二項（法第三十六条第三項の規定により適用する場合を含む。）に規定する政令で定める共済契約は、次に掲げるものとする。

一　法第三十七条において読み替えて準用する保険業法第百三十七条第一項の規定による公告又は通知（次号において「公告等」という。）の時において既に共済事故が発生している共済契約（当該共済事故に係る共済金の支払により消滅することとなるものに限る。）

二　公告等の時において既に共済期間が終了している共済契約（公告等の時において共済期間の中途で解約その他の共済契約の終了の事由が発生しているものを含み、前号に掲げるものを除く。）

（共済契約の移転の異議申立てに係る共済金請求権等の範囲）

第二条　法第三十七条において読み替えて準用する保険業法第百三十七条第三項（法第三十六条第三項の規定により適用する場合を含む。）に規定する政令で定める権利は、次に掲げる権利とする。

一　共済金請求権

二　返戻金、契約者割戻し（法第二十一条第一項に規定する契約者割戻しをいう。第四条第二号において同じ。）に係る割戻金その他の給付金（共済金を除く。）を請求する権利

（解散等の認可をしない理由とならない共済契約）

第三条　法第四十二条第三項に規定する政令で定める共済契約は、次に掲げるものとする。

一　法第四十二条第一項の認可の申請（次号において「申請」という。）の日において既に共済事故が発生している共済契約（当該共済事故に係る共済金の支払により消滅することとなるものに限る。）

二　申請の日において既に共済期間が終了している共済契約（申請の日において共済期間の中途で解約その他の共済契約の終了の事由が発生しているものを含み、前号に掲げるものを除く。）

（債権者の異議に関する特則に係る共済金請求権等の範囲）

第四条　法第四十七条第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法第百六十五条の二十四第五項に規定する政令で定める権利は、次に掲げる権利（同条第二項の規定による公告の時において既に生じているものに限る。）とする。

一　共済金請求権

二　返戻金、契約者割戻しに係る割戻金その他の給付金（共済金を除く。）を請求する権利

（行政庁が選任した清算人について準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定の読替え）

第五条　法第四十八条第九項において行政庁が選任した清算人について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。